平成２５年（フ）第５７号
長崎県諫早市船越町646番地２　寿荘３号、破産開始決定時の住所長崎県諫早市幸町47番17号　不知火荘３号
破産者　小野ソーイングこと　中原　一郎
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
茨城県かすみがうら市稲吉東４－７－23、前住所茨城県かすみがうら市稲吉東５丁目４番７号
破産者　浦松　由美（旧姓**徳**田）
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１８号
茨城県稲敷郡美浦村大字木原2869番地26
破産者　秋本　英敏
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４２４号
北九州市八幡西区山寺町６番５－202号
破産者　仙頭真一郎
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４４６号
福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川２丁目１番38－302号　アルテハイム遠賀302号
破産者　伊藤兼太郎
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８０２号
山口県下関市熊野町２丁目17番11号ロイヤルシャトー201号、開始決定時の住所山口県下関市彦島塩浜町２丁目17番11号
破産者　川崎　康廣
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４６６号
北九州市若松区深町２丁目５番36号、開始決定時の住所北九州市八幡西区鷹の巣１丁目18番10－202号
破産者　久保田伸二
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触111　医療法人玉水会赤木病院内、住民票上の住所長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良浦1356番地
破産者　坂口　　功
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２６年（フ）第４４号
北海道北見市東相内町192番地20
破産者　平野　隆一
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
山形県東根市大林２丁目１番８号、前住所山形県東根市大林１丁目４番36号
破産者　髙橋　輝雄
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４６号
山形県寒河江市大字中郷2415番地の２、前住所山形県寒河江市大字中郷911番地の２
破産者　菅野　俊則
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４４号
千葉県銚子市清水町2790番地の10
破産者　渡邉由紀子
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３５０号
東京都昭島市中神町1186番地１　メゾンカルム304号
破産者　高尾　紀雄
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
川崎市幸区南加瀬４丁目14番18－306号　メゾンＷＡＴ
破産者　千葉　正弘
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９２号
川崎市川崎区渡田向町３番８号
破産者　石川　智之
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
富山県高岡市下伏間江129番地１、開始決定時の住所富山県射水市黒河新126番地１
破産者　五十嵐修二
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第７４号
富山県射水市二口3200番地　メゾン・クレディアⅡ103、前住所富山県射水市二口1955番地
破産者　古田　功二（旧姓杉浦）
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１５３号
長野県松本市大字里山辺4131番地２
破産者　中村　　勉
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部